

令和3年度 東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時 令和3年7月20日(火)
午後1時30分～午後3時30分
場 所 東御市中央公民館 3階講堂

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出について
- 6 協議事項
 - (1) 東御市人権施策の基本方針・基本計画について
 - (2) 令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画について
 - (3) 「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について
- 7 その他
- 8 閉会

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿（任期：R3.4.1～R5.3.31）

○審議会委員(13名)

氏名	現職名	備考
荻原 慎一郎	人権擁護委員	
中澤 実枝子	東御市女性団体連絡協議会代議員	
瀬田 智之	東御市議会議員	
中野 裕顕	東御市立北御牧中学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
櫻井 能成	東御市企業人権同和教育連絡協議会会長	
大谷美知子	東御市民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会会長	
高見沢 心	東御市身体障害者福祉協会会計兼総務部長	
唐澤 光章	東御市シニアクラブ連合会会長	
青木 豊英	東御市PTA連合会会長 北御牧小学校PTA会長	
原澤 利明	東御市公民館館長	
小山 隆文	東御市教育長	

○審議会幹事(10名)

氏名	現職名	備考
柳沢 秀夫	東御市市民生活部長	
小林 秀行	東御市健康福祉部長	
坂口 光枝	東御市教育委員会教育次長兼教育部長	
岩下 由美	東御市健康福祉部子育て支援課長	
小林 裕次	東御市健康福祉部福祉課長	
小松 信子	東御市健康福祉部健康保健課長	
山辺 修	東御市教育委員会教育部教育課長	
樋沢 聡	東御市地域づくり・移住定住支援室長	
高藤 博幸	東御市市民生活部生活環境課長	
上原 代夫	東御市市民生活部人権同和政策課長兼男女共同参画係長	

○審議会庶務(6名)

氏名	現職名	備考
柳沢 眞由美	東御市人権同和政策課課長補佐人権同和政策係長	
坂井 美嗣	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係人権同和教育指導員	
小林 千恵美	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係職員	
土屋 岳史	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係長	
岡澤 健一	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係指導主事	
相澤 千恵	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係職員	

人権課題に対する取り組みの推進

人権課題		施策の方向
1	部落差別 (同和問題)	①「部落差別解消推進法」に基づき、継続的な人権教育・啓発の推進 ②各地域での交流事業の推進 ③相談員を配置し相談事業の推進 ④「えせ同和行為」の排除
2	子どもの人権	①児童虐待の予防・早期発見・早期対応、家族への支援 ②妊娠初期から愛着形成等の支援 ③相談機関の周知と家庭・地域・学校との連携強化 ④青少年の健全育成に向けての取り組み ⑤メディアリテラシー教育の推進 ⑥いじめへの取り組み
3	女性の人権	①男女共同参画社会の構築に向けた教育・啓発の推進 ②就労の促進、各種委員会・審議会等への積極的な登用、地域活動への参加推進 ③ワークライフバランスの推進 ④暴力や人権侵害の発生防止、相談、支援体制の充実
4	障がい者の人権	①「ノーマライゼーション」、「共生社会の実現」の普及促進、福祉教育、意識啓発の推進 ②「障害者差別解消法」に基づき、差別解消に向けた推進 ③相談体制の充実 ④地域における支え合い活動の支援
5	高齢者の人権	①高齢者の社会参加の意識啓発、生涯学習の充実 ②地域包括ケアシステムの深化 ③相談体制の充実、高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及啓発 ④地域における支え合い活動の支援 ⑤振り込め詐欺などの被害から守るための啓発や情報提供
6	外国人の人権	①「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、国際理解を深め国際化の推進 ②国際交流の推進、支援 ③相談体制の充実、労働環境の整備や多文化共生の啓発の推進
7	インターネットによる 人権問題	①人権侵害の事象の関係機関等と連携、研究による問題解決 ②正しい理解を深める教育・啓発活動の推進 ③住民票の写し等を第三者に交付した場合の本人通知制度の普及
8	LGBTなどの 性的マイノリティの人権	①関係機関・団体と連携した取り組みの推進 ②性の多様性に対する理解を深める教育・啓発の推進 ③相談体制の充実
9	その他の人権問題	ハンセン病患者、エイズ患者、HIV感染者、COVID-19(新型コロナウイルス感染症の陽性者や医療従事者等)、アイヌの人々、刑を終えて出所してきた人、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ①正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発の推進 ②新たな感染症や災害発生時の教育・啓発の推進

●問い合わせ先 人権同和政策課 人権同和政策係 ☎64-5902

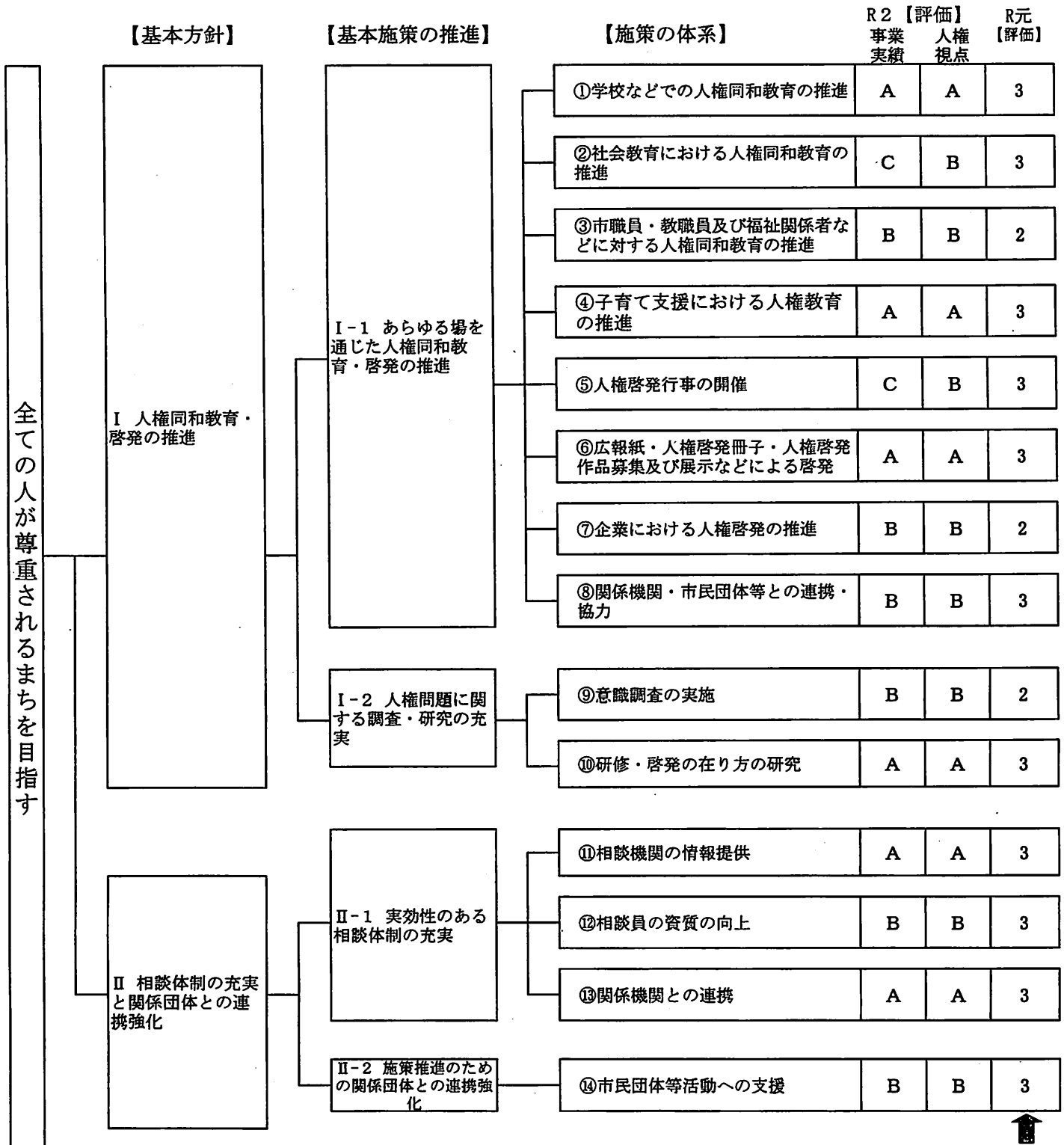
(2) 令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画について

ア 概要

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」(以下、方針・計画)では、下記の人権施策の体系図を作成し、「全ての人が尊重されるまちを目指す」を目標として、方針・計画を定めています。また、次頁の各種課題を列挙して、課題別施策の方向も示しています。

「方針・計画」に基づき、人権施策の推進、各種課題解決に向けて、各担当課で毎年事業計画を立て、実施状況・課題について進捗管理を行っています。

イ 東御市 人権施策の基本方針・基本計画 体系図



* 関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

【R元 評価基準】

- 3 十分取り組むことができた。
- 2 概ね取り組むことができた。
- 1 取り組みができていない。

ウ 課題別施策の方向

【課 題】	【施策の方向】	R 2 評価		R元 評価
		事業 実績	人権 視点	
1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続	B	A	3
2 子どもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携	B	A	3
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止	C	B	2
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進	B	B	3
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実	B	B	3
6 外国人の人権	交流・異文化の理解	C	B	3
7 インターネットによる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進			
8 LGBTなどの性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重			
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消	A	A	3

↑
【R元評価基準】

- 3 十分取り組むことができた。
- 2 概ね取り組むことができた。
- 1 取り組みができていない。

エ 事業実績及び計画について

令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画書を参照してください。

【評価】 R2 年度事業実施状況 評価判断基準

◆事業実績評価（事業計画どおり事業を実施したか、効果は十分であったか）

A	<ul style="list-style-type: none"> ○計画どおり事業等が実施できた ○数値化できる場合、実施率が 100%以上 ○今の事業内容で十分効果があった ○事業等を改善する必要はない
B	<ul style="list-style-type: none"> ○計画した事業等がほぼ実施できた ○数値化できる場合、実施率が 75～99% ○今の事業内容で概ね効果があった ○事業等に軽微な改善が必要である
C	<ul style="list-style-type: none"> ○計画した事業等が十分には実施できなかった ○数値化できる場合、実施率が 50～74% ○今の事業内容では効果がやや不十分である ○事業等に改善が必要である
D	<ul style="list-style-type: none"> ○計画した事業等がほとんど実施できなかった ○数値化できる場合、実施率が 50%未満 ○今の事業内容では効果が不十分である ○事業等に大幅な改善が必要である

◆人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）

A	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施の際に人権尊重の視点に配慮した ○日時や場所、内容等の設定が対象者にとって適切であった ○利用者等からも評判が良かった。
B	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施の際に人権尊重の視点に概ね配慮した ○日時や場所、内容等の設定が対象者にとって概ね適切であった ○利用者等からも評判が概ね良かった
C	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施の際に人権尊重の視点への配慮が足りなかった ○日時や場所、内容等の設定が対象者にとってあまり適切でなかった ○利用者等の評判があまり良くなかった
D	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施の際に人権尊重の視点に配慮してなかった ○日時や場所、内容等の設定が対象者にとって適切でなかった ○利用者等の評判が悪かった

※ 上記のうち、記載された事業等の内容に合う判断基準を用いて評価してください。

※ 1つの評価に対して複数の事業が記載されている場合は、各事業の評価を総合して判断してください。

(3) 「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」の開催について

令和3年度「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」実施要領 案

1 趣 旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された、最も重要な財産です。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権が保障される社会の実現を目指して、市町村、県、国ひいては世界中において取組みがなされています。

東御市においても、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題についての取組みを推進し、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定され、平成18年2月に基本方針・基本計画が策定されました。その後、5年ごとに基本方針・基本計画の見直しを行っており、令和3年2月に第3回改定を行いました。その間の平成28年には、人権3法といわれる「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」が相次いで施行されました。

そのような状況の中、現在、基本方針・基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

私たち一人ひとりの人権意識の向上が求められているなか、その認識をより一層高めるため、多くのみなさんの参加を得て、ここに「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催します。

2 日 時 令和3年12月4日（土）午後1時30分～（概ね2時間30分）

3 場 所 東御市中央公民館 3階 講堂

4 主 催 東御市・東御市教育委員会
東御市人権尊重のまちづくり審議会
上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会

5 協 力 上田人権擁護委員協議会東御市支会

6 内 容

(1) 開 会 午後1時30分

あいさつ

人権啓発作品表彰、人権啓発最優秀作品作品（作文）朗読

(2) 講 演 「ある精肉店のはなし」

いのちを食べて いのちは生きる（仮題）

午後2時00分

講演者 北出 昭 氏（貝塚市人権協会会長）

ミニDVDの上映に続き、講師の講演、太鼓の演奏

(3) 閉 会 午後3時50分

7 その他

(1) 人権啓発作品の展示（人権啓発ポスター、標語等） 11月27日～12月10日 2階ホール

(2) 本人告知制度の案内と展示

(3) 人権擁護委員制度及び活動の紹介と展示

(4) 人権の花運動活動展示

(5) 各小学校の人権啓発センター見学感想の展示

講演 演：ある精肉店のはなし ～命をたべて いのちは生きる～ (仮題)

講演者：北出 昭 氏 (貝塚市人権協会会長)

概要：

被差別部落で家業を継ぎ、家族で仔牛を育て、屠畜し、肉を小売りする仕事を生業としてきた北出さんは、高校生のころから解放運動に参加してきた。現在、貝塚市人権協会会長を務める。

太鼓の製作をとおして、「子どもたちに命のことを話すんですよ。牛さんの命をいただいて最後に残った皮でつくるんですが、太鼓の音は。胎児のときにお中で聞いていたお母さんの心臓の音に近いんですよ。牛さんの命を母なる音によみがえらせる。命の響きを聞き、いじめたらアカンで、差別したらあかんぞ、それは人の命を傷つけることになるから。」(雑誌『部落解放』2012年6月号85頁より引用)と保育・教育運動に力を入れる。

「北出精肉店」の人びとの日常を描いたドキュメンタリー映画「ある精肉店のはなし」(ダイジェスト版)とともに、出演者の北出さんにお話をいただきます。命の太鼓の演奏もさせていただきます。

ある精肉店のはなし

『祝の島』につづく
 額額あや監督作第二弾

プロデューサー：木田誠一 製作：やしほ映社、ポレポレタイムス社

肉の北出

(参考資料)

* 人権尊重のまちづくり市民の集い 実施内容(平成26年度～)

平成27年度の主な内容	
1. 開催日	12月5日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約250名
4. 実施内容	・講演「新ちゃんのお笑い人権高座」(人権全般) 講師:落語家 露の新治 ・人権啓発作品展 ・心配ごと相談

平成28年度の主な内容	
1. 開催日	12月10日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約200名
4. 実施内容	・講演と伝統芸能 ～福を運んだ「でこまわし」～(同和問題) 講師:芝原文化研究所代表、阿波木偶箱まわし保存会顧問 辻本 一英 阿波木偶箱まわし保存会 中内 正子、南 公代 ・人権啓発作品展 ・心配ごと相談

平成29年度の主な内容	
1. 開催日	12月9日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約200名
4. 実施内容	・講演「子どもの貧困と地域社会」(子どもの人権) 講師:NPO法人さいたまユースサポートネット代表 青砥 恭 ・人権啓発作品展 ・心配ごと相談

平成30年度の主な内容	
1. 開催日	12月8日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約250名
4. 実施内容	・講演「みんなで考えよう!人権・平和・豊かな心(人権全般・平和) ～人権と平和を語るコンサート～」 講師:シンガーソングライター 清水 まなぶ ・人権啓発作品展 ・人権作文朗読

令和元年度の主な内容	
1. 開催日	12月7日(土)
2. 場所	中央公民館
3. 参加者	約300名
4. 実施内容	・講演「夢と絆」 講師:新潟産業大学経済学部准教授 蓮池 薫 ・人権啓発作品展 ・人権作文朗読

令和2年度 中止	
----------	--

○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成16年東御市条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。